

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年 8月30日

【会社名】 株式会社 資生堂

【英訳名】 Shiseido Company , Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長 前田 新造
兼 執行役員社長

【本店の所在の場所】 東京都中央区銀座七丁目 5 番 5 号

【電話番号】 03(3572)5111 (代表)

【事務連絡者氏名】 財務部次長 望月 明

【最寄りの連絡場所】 東京都港区東新橋一丁目 6 番 2 号

【電話番号】 03(6218)5490

【事務連絡者氏名】 財務部次長 望月 明

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

平成25年7月31日に提出した第三十三回新株予約権に関する臨時報告書の記載事項のうち、新株予約権の発行数等が平成25年8月29日に確定しましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

□ 新株予約権の内容

- (1) 発行数
- (2) 発行価格（新株予約権1個と引換えに払込む金銭の額）
- (3) 発行価額の総額

八 当該取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_を付して表示しております。

□ 新株予約権の内容

(1) 発行数

(訂正前)

900個を上限とする。

上記総数は、割当予定数であり、引き受けの申し込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

(訂正後)

395個

(2) 発行価格（新株予約権1個と引換えに払込む金銭の額）

(訂正前)

Hull-White型の修正二項モデルにより、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）の終値を用いて算定される1株当たりの公正価値に、下記（4）に定める付与株式数を乗じた価額を払込み金額とする。ただし、当該払込み金額は、会社法第246条第2項の規定に基づき、金銭の払込みに代えて、新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）が当社に対して有する報酬債権と相殺するものとする。

(訂正後)

新株予約権1個当たり143,400円（1株当たり1,434円）

ただし、当該払込み金額は、会社法第246条第2項の規定に基づき、金銭の払込みに代えて、新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）が当社に対して有する報酬債権と相殺するものとする。

(3) 発行価額の総額

(訂正前)

未定

(訂正後)

56,643,000円

八 当該取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳

(訂正前)

当社の取締役を兼務しない執行役員 10名 900個以内（90,000株以内）

(訂正後)

当社の取締役を兼務しない執行役員 10名 395個（39,500株）

以上